

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 計画見直しのポイント

(1) 2次医療圏の見直し

「現行の医療圏の設定に課題がある医療圏」については、各医療圏において2次医療圏の見直しの検討を行うこととなった。(平成21年10月9日開催 医療計画部会)

現行の医療圏の設定に課題がある医療圏

- ・人口が100万人を越える医療圏(名古屋、西三河南部医療圏)
- ・自域依存率が低い医療圏(尾張中部、東三河北部医療圏)

このため、「医療圏計画策定部会」及び「圏域保健医療福祉推進会議」で医療圏見直しの検討を行い、**西三河南部医療圏**については、**二つの区域に分割し、名古屋・尾張中部・東三河北部医療圏**については、**現行の医療圏のままで良い**という結論が得られた。

西三河南部医療圏の分割案

- ・西三河南部医療圏 (仮称) 岡崎、幸田
- ・西三河南部医療圏 (仮称) 碧南、刈谷、安城、西尾、知立、高浜、一色、吉良、幡豆

本県としては、各医療圏における検討結果を尊重し、**西三河南部医療圏を二つの医療圏に分割し、他の医療圏については現行のとおりとする。**

(資料3-2 16頁参照)

(2) 基準病床数の見直し

基準病床数については、人口等最新の数値を用いて算定する必要があるため、平成23年3月に開催予定の医療計画部会で公表する。

(3) 新型インフルエンザ、肝炎対策の推進(新規追加項目)

新型インフルエンザ対策

県民への適切な医療提供体制の整備を図るため、保健所における体制整備や県民への正しい知識普及啓発等の促進について記載した。

肝炎対策

肝炎ウイルス検査体制の充実、肝疾患に関する専門的な医療機関を中心とした診療体制の整備等について記載した。

(4) 救急医療体制の整備

第1次救急医療体制の整備

救命救急センターへの患者集中を防ぐため、診療所における時間外診療の充実や、外来救急医療の定点化の促進を図ることとした。

第3次救急医療体制の整備

365日24時間、複数医療機関による救急対応を図るため、救命救急センターの設置を各医療圏あたり原則1箇所から複数とし、その推進を図ることとした。

消防法の一部改正に伴う傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準

消防法の一部改正により、都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を策定することとされた。

本県では平成22年度に具体的な基準を策定するが、現在の救急医療体制との整合性を図り、今後記載することとする。

(5) 周産期医療体制の整備

パースセンター及びNICU等の整備

県民が安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図るため、通常分娩への対応としてパースセンター、ハイリスク分娩への対応としてMFICU、NICU等の整備を図ることとした。

周産期医療体制整備計画の策定

総合周産期母子医療センターの設置数等、個別具体的な内容を定めた「周産期医療体制整備計画」を平成22年度内に策定するため、今後、医療計画との整合を図ることとする。

(6) 医師確保対策の推進

地域医療連携WGによる地域の実情に応じた医療連携体制の検討や、医学部を有する4大学と連携した医師派遣システムの構築等、各種の医師確保対策を実施することとした。

2 今後の計画見直しスケジュール



